

## 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員について

### 1 利用定員の設定について

利用定員は、教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者からの申請に基づき、いわき市長が、子ども・子育て支援法第31条または第43条の規定による確認を行う際に定めるものです。利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があります。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ、子ども・子育て会議において意見聴取を行う必要があります。

#### 子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

##### 第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

##### 第43条

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 2 利用定員の設定（案）について

令和7年4月2日から令和8年4月1日までに利用定員の設定を行う教育・保育施設及び地域型保育事業については、別表のとおりです。